

占用物件の維持管理義務について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(始業直前)

大野係員

(ドタドタ) はあ、はあ、何とか間に合った。

栗本係員

おはよう。今日はいつにもまして重役出勤だね。

大野係員

おはようございます。いつものように家から駅まで全力疾走をしていたんですが、歩道の凹みに足を取られ、大開脚でバランスを取ったら、その勢いでズボンが破れてしまい、着替えに家に戻ったのです。あんな凹みを放置しておくなんて、危ないなあ。

栗本係員

それは災難だったね。でも、その地区のパトロール担当は、大野君じゃないかな…。

大野係員

あっ！そうでした…。

栗本係員

凹みの原因は、もしかしたら地下の占用物件かもしれないね。占用物件がきちんと維持管理されずにいると、道路陥没を引き起こすこともあるからね。特に上下水道の地下埋設管路などが原因になることが多いんだよ。

大野係員

占用物件の維持管理がきちんとされていれば、僕のズボンは破れなかったかもしれないのに。

栗本係員

ところで、維持管理と言えば、昨年9月30日から、道路占用者に対する占用物件の維持管理義務が、道路法上で明確化されたことは知っているかな？

大野係員

そう言えば、法改正がされましたね。先日、勉強をしていたところです。

栗本係員

復習も兼ねて今回の改正内容について、一緒に確認してみようか。

大野係員

はい、よろしく申し上げます。

栗本係員

それじゃあ、占用物件の維持管理について、どんな規定が設けられたのかな？

大野係員

法第39条の8で、道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、占用物件の維持管理をしなければならないと規定されています。省令で定める基準については、道路法施行規則（以下「規則」という。）第4条の5の5に、道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕などの適切な維持管理を行うことと規定されています。実際に道路占用者が適切な維持管理をしているかの具体的な判断基準は、別途通達で定めています。

栗本係員

そうだね。通達では、各物件の管理等について定めた法令（以下「個別法令」という。）に維持管理の基準があるかどうかで判断基準を分けているけれど、まず、個別法令に維持管理の基準が定められている物件には、どんな物件があるかな？

大野係員

いわゆるライフライン物件には、個別法令で維持管理の基準が定められています。例えば、下水道管、水道管、ガス管などは、維持管理の基準が定められています。

栗本係員

大野君惜しいね。実は水道管は、水道法などで維持管理の基準を定められていないんだよ。

大野係員

えっ、そうなんですか！

渡邊課長

栗本さんも惜しい！

栗本係員

あっ、課長！背後から突然びっくりしました。それより、惜しいというのはどういう意味でしょうか？

渡邊課長

実は最近の水道法改正で、水道管などの水道施設にも維持管理の基準が定められることになったんだよ。

栗本係員

知らなかったです。私もまだまだ勉強不足ですね。

渡邊課長

我々の仕事は、日々勉強だからね。さあ、続けて。

栗本係員

はい。大野君、じゃあ続きね。個別法令で維持管理の基準が定められている場合の取扱いはどうなっているかな？

大野係員

その場合は、個別法令が定める維持管理の基準に従って占用物件の管理をしていれば、一定程度の占用物件の構造の安全性が担保されていると考えられるので、道路の構造や交通に支障を及ぼしていない限り、規則で定める維持管理の基準に従った維持管理をしていると認められます。

栗本係員

そのとおりだね。では、個別法令が定める維持管理の基準に従って維持管理をしていない場合は、どう取り扱うのかな？

大野係員

その場合は、今は問題がなくても将来的に道路の構造や交通に支障を及ぼすこととなるおそれがあるので、規則で定める維持管理の基準に従った維持管理をしていないことになり、維持管理義務違反になります。

栗本係員

正解。それじゃあ、個別法令に維持管理の基準がない場合はどうかな？

大野係員

その場合は、道路の構造や交通に支障を及ぼさない限り、規則で定める維持管理の基準に違反するものとは取り扱わないこととして差し支えないことになっています。

栗本係員

よく勉強しているね。それじゃあ、占用物件が、実際に道路の構造や交通に支障を及ぼしてしまった場合の扱いはわかるかな？

大野係員

その場合は、維持管理義務違反となる可能性があります。ただ、通達の「可能性がある」という表現が少し気になります。実際に道路の構造や交通に支障を及ぼしたのであれば、常に道路占有者が責任を負うべきですよ。

栗本係員

まあまあ。大野君の主張もわかるけれど、道路占有者が全く予測できなかった事故や、十分な維持管理をしていても防げなかった事故についてまで、例外なく責任を負わせるのは厳しすぎるし、現実的じゃないよね？

大野係員

確かに、道路占有者の負担が大きすぎるかもしれないですね。

栗本係員

だから、道路占有者が道路の構造や交通に支障が生じることを予測することができなかったときや、道路の構造や交通に支障が生じることを回避することができなかったときには、規則上の維持管理の基準に違反しないこととして取り扱うことにしているんだよ。実際に事故が起こった場合には、道路管理者に合理的な説明をしてもらった上で、予見可能性や結果回避可能性の有無を、道路管理者として判断をするんだよ。

大野係員

なぜ道路管理者が直接自ら判断しないんですか。

栗本係員

色々な種類の占有物件がある中で、道路管理者が全ての占有物件の構造や管理状況に精通した上で、事故が起きた場合に、毎回、道路占有者の予見可能性や結果回避可能性を判断していくことは、現実的には難しいよね。だから、占有物件の構造などに対する知見がある道路占有者から、道路管理者に合理的な説明をしてもらった上で、道路管理者として最終的に判断したほうがいいというわけだよ。

大野係員

言われてみればそのとおりですね。

栗本係員

次に、占有物件が、道路の構造や交通に支障を及ぼしている場合、又はそのおそれがある場合に、道路管理者が取り得る対応についてみていこう。法第39条の9の規定によって、道路管理者が維持管理義務違反だと認めるときは、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずること（以下「措置命令」という。）ができるようになったけれど、どんな命令ができるかな？

大野係員

措置命令は、維持管理義務違反の「是正のため必要な」措置に限定して行う必要があります。具体的

な命令内容としては、損傷箇所の修繕などが考えられます。この際、措置命令が、裁量権の範囲の逸脱・濫用とならないように留意する必要があります。また、措置命令は道路占用許可の単位の範囲に限定して行わなければならないので、例えば、ある地方で起きた占用物件の事故を理由として、全国一斉に全ての道路占用者に対して、措置命令を行うといったことは、当然できないことになります。

栗本係員

道路管理者が、道路占用者にどんなことでも措置命令として命令できるわけではないということは、注意が必要だね。補足をするると、措置命令は行政手続法上の不利益処分に該当することから、公益上、緊急に不利益処分をする必要がある場合等の限られた場合を除き、意見陳述の手続を執る必要があることも忘れないようにね。

大野係員

措置命令を実施するには、道路占用者の維持管理義務違反を認定する必要があるので、道路管理者としても、占用物件の維持管理状況等を情報収集する必要がありますね。万一、間違っって措置命令を実施したら大変なことですよ。だからと言って、措置命令を実施すべき場面で措置命令をしないというのも良くないですね。

栗本係員

大野君の心配はもっともだね。その点は、今回の法改正で、道路占用者に対し、法の施行に必要な限度で、道路管理上必要な報告を求めたり、職員に立入検査をさせたりすることができること、法第72条の2第1項に規定されたよね。この規定を使って、維持管理義務違反の有無を確認することができるよ。例えばどんな報告を求めることができるかわかるかな？

大野係員

まず、占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼしている場合に、今までどのように維持管理をしていたのか、報告を求めることができます。他には、類似の占用物件を設置している他の道路占用者に対して、維持管理の状況について報告を求めることもできます。

栗本係員

そうだね。この規定のポイントは2点あって、1点目は、維持管理義務違反の認定は必要なく、道路管理上の必要性があれば、報告を求めたり、立入検査を実施できたりすること。2点目は、措置命令とは違って、新たな点検等の実施を義務付けることはできないこと。他にも実際の運用に当たって考えるべきことはたくさんあるけれど、長くなるから次回にしよう。今日は、大野君のパトロール当番の日でもあるしね。

渡邊課長

私も久しぶりにパトロールについて行こうかな。大野君、一緒に…

大野係員

あっ、もうこんな時間だ。パトロールに遅刻だ！続きはまた今度お願いします！

(渡邊課長・栗本係員に背中を向け慌てて走り出す大野君)

栗本係員

いってらっしゃい。

(あっ、大野君、ズボンの後ろが破れている…。もしかして、履き替える前のズボンも最初から破れていたのでは…。)

<参照条文等>

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（占用物件の管理）

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

（占用物件の維持管理に関する措置）

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第七十二条の二 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

○道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

（占用物件の維持管理に関する基準）

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。

○「道路法等の一部を改正する法律の施行について」（平成30年9月28日付け国道利第20号・国道メ企第11号）